

県営あづま陸上競技場芝生改修工事（設計・施工一括発注）

特記仕様書

令和3年4月

福島県企画調整部

目 次

第1章	基本的事項	
1	特記仕様書について	— 1 —
2	本工事の概要	— 1 —
3	適用法令等	— 1 —
4	適用基準等	— 3 —
5	特記仕様書等の変更に関する事項	— 3 —
第2章	整備対象施設の基本条件	
1	計画地の要件	— 4 —
2	計画地の現況	— 5 —
第3章	整備対象施設の要求水準	
1	施設整備の基本的な考え方	— 6 —
2	要求事項	— 6 —
第4章	本工事の実施に関する要求水準	
1	実施設計業務に関する要求水準	— 7 —
2	施工業務に関する要求水準	— 9 —
3	公認業務に関する要求水準	— 14 —
第5章	資料	
1	あづま総合運動公園 全体図	
2	県営あづま陸上競技場図面（平面図、立面図、断面図）	
3	県営あづま陸上競技場詳細図面（平面図、排水設備、散水設備等）	
4	地質調査	
5	工事ヤード図面（平面図、排水設備、給水設備等）	
6	県営あづま陸上競技場年間行事	
7	あづま総合運動公園概要及び県営あづま陸上競技場設計基本方針	
8	県営あづま陸上競技場芝メンテナンス機械	

第1章 基本的事項

1 特記仕様書について

本特記仕様書は、福島県（以下、「発注者」という。）が発注する「県営あづま陸上競技場芝生改修工事」（以下、「本工事」という。）において、本工事の施工等に関する明細及び技術的要求を示すものです。

特記仕様書は、本工事に参加しようとする者に交付する「県営あづま陸上競技場芝生改修工事（実施設計・施工一括発注）公募型プロポーザル方式募集要領」（以下、「募集要領」という。）と一体のものとしてします。

また、特記仕様書で使用する用語の定義は、募集要領における用語の定義と同じものとします。

2 本工事の概要

- (1) 工 事 名 県営あづま陸上競技場芝生改修工事
- (2) 発 注 者 福島県
- (3) 工事場所 福島県福島市佐原地内（県営あづま総合運動公園内）
- (4) 整備対象施設 県営あづま陸上競技場インフィールドの芝生（地盤、排水設備含む。）

(5) 対象業務

本工事の対象業務は次のとおりです。

ア 整備対象施設に係る実施設計（地質調査等必要な調査を含む。）（以下、「設計業務」という。）

イ 整備対象施設に係る工事（以下、「施工業務」という。）

ウ 日本陸上競技連盟1種公認及び世界陸上競技連盟クラス2認証に係る測量業務並びに現地立会に関すること（以下、「公認業務」という。）。

エ その他技術提案に関するもの

(6) 履行期限

令和3年7月上旬（予定）から令和4年3月31日まで。

なお、技術提案により工期が短縮された場合は、提案された期日までとします。

3 適用法令等

受注者は、本工事の調査、設計及び施工の実施にあたり、以下の法令及び関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を遵守してください。なお、下記に記載が無くとも、本工事を行うにあたり適用される関係法令及び関係条例、施行令、施行規則等がある場合は遵守してください。

(1) 法令

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
（平成18年法律第91号）
- ・スポーツ基本法（平成23年法律第78号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第17号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成3年法律第48号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
（平成12年法律第104号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
（平成12年法律第100号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）（平成10年法律第117号）
- ・環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・景観法（平成16年法律第110号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）

(2) 条例

- ・福島県都市公園条例（昭和54年福島県条例第20号）
- ・福島県環境基本条例（平成8年福島県条例第11号）
- ・福島県自然環境保全条例（昭和47年福島県条例第55号）
- ・福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号）

- ・福島県公害紛争処理条例（昭和45年福島県条例第50号）
- ・福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成15年福島県条例第17号）
- ・福島県景観条例（平成10年福島県条例第13号）
- ・福島県人にやさしいまちづくり条例（平成7年福島県条例第22号）
- ・福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）
- ・その他関連する条例等

4 適用基準等

受注者は、本工事の調査、設計及び施工にあたり、本特記仕様書に記載の無い事項は下記（１）によります。その他、必要に応じて（２）を遵守・参照してください。また、基準・仕様書等については公告時点の最新版を適用するものとします。なお、下記に記載がない基準・仕様書等においても発注者が必要と判断する場合はこれを遵守してください。

（１）遵守する基準・仕様書等

- ・土木工事安全施工技術指針（国官技第433号）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省経建発第1号）
- ・建設副産物適正処理推進要綱（建設省経建発第3号）
- ・建築・設備設計業務委託共通仕様書（福島県土木部）（最新版）
- ・福島県共通仕様書 土木工事編・業務委託編（最新版）
- ・CM業務共通仕様書（最新版）
- ・ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針（福島県）（最新版）
- ・福島県公共事業景観形成指針（福島県）（最新版）
- ・福島県電子納品運用ガイドライン

（２）その他の参考基準等

- ・公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程
（公益財団法人 日本陸上競技連盟）
- ・スタジアム標準（公益財団法人 日本サッカー協会）
- ・施設ガイドライン（公益財団法人 日本サッカー協会・国体実施委員会）
- ・Jリーグスタジアム基準（公益社団法人 日本プロサッカーリーグ）
- ・競技規則 Rugby Union (WORLD RUGBY)
- ・その他関連要綱・各種基準等

5 特記仕様書等の変更に関する事項

（１）発注者による変更

発注者は、工期中に次の事由により特記仕様書等の見直し、その変更を行うことが

できます。

ア 法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。

イ 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されたとき。

ウ 発注者の事由により、業務内容変更が必要なとき。

エ その他、業務内容変更が特に必要と認められるとき。

特記仕様書等の見直しに当たり、発注者は事前に受注者へ通知します。見直しに伴い、特記仕様書等を変更するときは、これに必要な契約変更を行います。

(2) 受注者による変更提案

受注者は、特記仕様書等に示された内容に対して、変更提案をすることができます。また、発注者が適当と判断した変更提案については、特記仕様書等及び実施設計図書に示された内容を変更することができます。なお、変更提案に関しては、以下の事項に留意してください。

ア 提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての品質保証など一切の責任は受注者が負うものとします。

イ 変更提案は、要求水準書等に明示された性能と同等以上の性能を確保するものとします。

ウ 工期短縮につながる変更提案は、発注者と協議の上、発注者が適当と判断すれば変更を認めます。

エ 契約締結後、受注者の責めに帰すことのできない事由により、本プロポーザルにおける受注候補者選定時に採用された技術提案が実施不可能となった場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとします。

オ 前項の場合も、福島県工事請負契約約款（平成8年3月29日付け8財第175号総務部長依命通達）第22第2項に該当する場合を除き、工事請負代金を増額することはできません。

第2章 整備対象施設の基本条件

1 計画地の要件

(1) あづま総合運動公園の概要

事業予定地 : 福島県福島市佐原地内（あづま総合運動公園内）

敷地面積 : 約98.2ha

公園種別 : 広域公園

都市計画区域 : 都市計画区域内（市街化調整区域）

主な公園施設 : あづま陸上競技場、補助陸上競技場、あづま総合体育館、あづま球場、テニスコート、多目的運動広場 等

その他 : 令和3年7月に東京2020オリンピック野球・ソフトボール競技（一部）があづま球場で開催される予定であり、これに伴い、あづま陸上競技場及びその周辺は、令和3年6月7日（月）から令和3年8月13日（金）まで立入が制限されます。また、その他一部の施設で令和3年9月末まで仮設物撤去工事が予定されております。

さらに、あづま陸上競技場は令和3年10月上旬まで施設利用を継続する予定です。ただし、あづま陸上競技場や他の公園施設の利用に支障の無い範囲で業務を進めることは問題ありません。

また、あづま陸上競技場の一部で芝生の陥没がみられるため一定期間、対策工事を別途予定しております。

（2）あづま陸上競技場の施設概要

施工年度 : 平成3年度着工～平成5年度完成
※ 大型映像装置（南側芝生スタンド）は平成25年度に設置

収容人員 : 21,000人（メインスタンド6,500人、芝生スタンド14,500人）

公認等 : 日本陸上競技連盟第1種公認、世界陸連クラス2認証

メインスタンド : 鉄筋コンクリート・プレストレストコンクリート造 地上4階建
延床面積 7,410.6m² 建築面積 4,472.1m²

トラック : 1周400m×8コース（ホームストレッチ直線部9コース）

フィールド : インフィールド（芝生）102m×70m

その他 : 福島ユナイテッドFC（J3）ホームスタジアム

2 計画地の現況

（1）敷地状況

計画地は、あづま総合運動公園内の県営あづま陸上競技場です。

園内の多目的運動広場（令和3年12月1日（水）から令和4年3月31日（木）まで）を工事ヤードとして使用することとします。

ただし、多目的運動広場は本工事と同時期に行う他の工事（陸上競技場照明設置工事、テニスコート照明設置工事）においても工事ヤードとして使用する予定であることから、使用部分、時期及び方法等について関係者と調整してください。

また、工事ヤードとして使用するにあたり、表層の土壌を乱すことは避けられないことから、多目的運動広場全面の復旧を本工事で行うこととします。復旧にあたっては、（公財）日本体育施設協会発行の屋外体育施設の建設指針を準拠し、表層10cmを排水性の良い砂質ローム、中層20cmを火山砂利のような多孔質な材料に置換えを標準に実施することとします。また別工法により多目的運動広場の機能を満足しても構いません。

第3章 整備対象施設の要求水準

1 施設整備の基本的な考え方

県営あづま陸上競技場は、県が管理する都市公園（広域公園）の一施設であること、プロスポーツや国際レベルの競技会が開催可能な施設であること、本県を取り巻く現状や社会情勢等を踏まえたうえで、次の項目を改修の基本的な考え方とします。

2 要求事項

項目	要求仕様
芝生	①常緑芝であること。 ②通年、利用が可能であること。 ③日本陸上競技連盟1種公認を満足すること。 ④世界陸上競技連盟クラス2認証を満足すること。 ⑤Jリーグスタジアム基準を満足すること。 ⑥雨水を迅速に表面排水でき、水たまりの発生を抑制すること。
地盤構成	①表面排水できない雨水は、地下浸透及び次項の排水設備により適切に排水できる地盤構成であること。 ②芝生の生育や排水機能に支障の無い地盤材料を使用すること。 ③埋設されている既存の散水設備の確認を十分行い、撤去・再設置を行うこと。ただし、散水設備を更新又は改修する場合は、この限りではない。また、散水設備を更新又改修する場合は、撤去した既存の散水設備は適切に処理すること。
排水設備	①地下に浸透した排水を適切にフィールド外に排水できる設備であること。
トラック等	①作業前に既存施設（トラック等）の確認を十分行い、養生を実施すること。ただし、トラック等を更新又は改修する場合は、この限りではない。 ②芝と同様に日本陸上競技連盟第1種公認及び世界陸上競技連盟クラス2認証を満足すること。
工事ヤード	①使用前に既排水状況の確認を行い、必要に応じて調査等（測量、土質試験）を実施すること。 ②ヤード使用后、表層の土壌を乱すことは避けられないことから、多目的運動広場全面の復旧を本工事で行う。復旧にあたっては（公財）日本体育施設協会発行の屋外体育施設の建設指針を準拠し、表層10cmを排水性の良い砂質ローム、中層20cmを火山砂利のような多孔質な材料に置換えることを標準とする。また別工法により多

	目的運動広場の機能を満足できる場合はこの限りではない。
その他	①芝生の維持管理作業（清掃、散水、芝刈り等）が容易であること。 ②芝枯れ等の不具合が発生した際、速やかに対応、解消できること。 ③積雪や凍結など寒冷地であることに配慮した計画とすること。 ④本工事に必要となる公認変更等の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。

第4章 本工事の実施に関する要求水準

1 実施設計業務に関する要求水準

(1) 業務内容

設計業務は、以下のとおりします。

ア 受注者が必要に応じて実施する各種調査

地質調査のほか、受注者が必要と判断して行う調査は、受注者の負担において実施することとします（事前敷地測量、地中障害物調査等）。

イ 本工事の実実施設計業務及び関連業務

(ア) 受注者は関係法令及び各種適用基準に基づいて業務を実施するものとします。

(イ) 本特記仕様書等に示された条件に基づき、さらに細部の検討を行うこととします。

(ウ) 工事着手前に、実施設計の内容を発注者に説明し、承認を得なければなりません。必要に応じて設計内容を説明する資料を作成することとします。

(エ) 施設の供用開始後の運用方法及び維持管理方法について発注者、(公財) 福島県都市公園・緑化協会等関係者と協議し、必要に応じて実施設計図書に反映することとします。

(オ) 上記 (ア) ～ (エ) は、施工業務着手後に実施設計図書の変更を行う場合にも準用することとします。

(2) 設計業務に関して

設計業務では、受注者の責任において要求水準書等に規定した性能又は仕様、又はそれを上回る水準の性能又は仕様を提案し、実施設計図書を作成するとともに、必要に応じて設計内容を説明する資料を作成し、工事着手前に発注者に説明し、承認を得なければなりません。

なお、施工業務着手後に実施設計図書の変更を行う場合も同様とします。

ア 業務運営

(ア) 受注者は、設計業務の遂行に当たり、発注者と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認することとします。

(イ) 設計業務の進捗管理は、受注者の責任において実施するものとします。

- (ウ) 発注者は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとします。
- (エ) 受注者は、発注者に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとします。
- (オ) 受注者は、施設運用方法及び維持管理方法について発注者と協議し、必要に応じて実施設計図書に反映するものとします。

イ 設計定例会議

- (ア) 発注者と受注者は、原則として隔週に1回、設計内容やスケジュール等の調整を目的として、定例会議を行うものとします。
- (イ) 出席者は、発注者、受注者及び関係者とし、その他必要に応じて、オブザーバーも出席できるものとします。
- (ウ) 受注者は会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面（打合せ記録書等）に記録することとし、記録は、出席者間で相互に確認したものを保管することとします。
- (エ) 会議会場は、設計段階では福島県北建設事務所又はオンライン会議を基本とします。

(3) 提出書類及び成果物

ア 設計業務着手時

受注者は、設計業務着手に際し、次の事項を記載した業務計画書を発注者に1部提出し、承諾を得ることとします。

- ①業務内容
- ②業務実施方針
- ③業務実施工程表
- ④業務実施体制及び組織図（協力者を含む）
- ⑤担当技術者一覧表及び経歴書（協力者を含む）
- ⑥打合せ計画
- ⑦その他発注者が必要とする事項

イ 設計業務完了時

受注者は、設計着手から完了までの各段階において、設計内容について図面や資料等により発注者へ説明し、承諾を受けるものとし、業務が完了した際には、次の成果物を提出することを基本とします。なお、提出部数及び作成内容等の詳細については、設計業務実施時に発注者と協議し決定するものとします。

- ①設計図（A1版及びA3縮小版） 各1部
- ②工事費内訳書（見積書等積算根拠資料含む） 1部
- ※ 内訳書の作成方法については、業務着手後、発注者と協議し決定するものとします。
- ③数量調書 1部

④各種計算書（排水計算書等）※計算書があれば	1部
⑤設計業務打合せ記録（関係官公庁等との記録含む）	各1部
⑥その他発注者が指示したもの	一式
⑦上記成果品電子データ（CD-R等）	1部

2 施工業務に関する要求水準

(1) 業務内容

ア 施工に関連する業務

- (ア) 各種関連法令及び適用基準等を遵守し、特記仕様書等及び技術提案書並びに実施設計図書に基づき実施することとします。
- (イ) 工事の施工（仮設工、運搬工含む。）を起因とする対応が必要となった場合は、受注者の責任及び費用において速やかに実施することとします。
- (ウ) 工事期間中に対象敷地内において公園管理者や公園占有者が実施する工事等について、各工事請負者と調整を行い、工事を円滑に進めることとします。
- (エ) 工事に支障となるため一時的に撤去したものは、受注者の責任において復旧することとします。

イ 関係官公庁等への届出手続き

- (ア) 本工事に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種公認・認証変更、申請業務及び届出手続きは受注者が行うこととします。
- (イ) 関係官公署への届出手続きなどに当たっては、届出内容等について、あらかじめ発注者に報告し、承諾を得ることとします。
- (ウ) 関係官公署などへの届出手続きなどに係る必要な費用は、受注者の負担とすることとします。
- (エ) 受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、発注者に提出することとします。
- (オ) 本工事に係る各種公認・認証変更等の検査における指摘事項については、受注者の負担により責任を持って対応することとします。
- (カ) その他施工段階における関係機関への届出・手続き等は、遅滞なく受注者が行うこととします。
- (キ) 上記における申請料等は、受注者の負担とします。

ウ 検査・引渡し

(ア) 部分払出来高検査及び中間検査

- ① 部分払いの請求があった場合、出来高を査定するために発注者が検査を行う者として定めた職員（以下、「検査職員」という。）が、部分払出来高検査を行うこととします。

- ② 本工事の中間段階において、履行状況を確認するために、検査職員の検査を行う場合があります。この場合、受注者は現場代理人、主任（監理）技術者及び検査職員が指名する者を同席させることとします。

（イ）完成検査

- ① 受注者は、本工事の施工業務を完了した後、速やかに完成届を提出し、発注者及び工事監理者による工事の完成の確認後、完成検査を受けることとします。
- ② 完成検査を行う場所及び日時は、受注者からの完成届による通知後、検査職員が決定します。完成検査日は、当該通知を受けてから14日以内とします。
- ③ 受注者は検査に合格しなかった場合、直ちに補修して発注者の確認を受けなければなりません。
- ④ 受注者は完成検査受検に際し、現場代理人、主任（監理）技術者及び検査職員が指名する者を同席させることとします。

（ウ）引渡し

- ① 受注者は、完成検査に合格したときは、発注者の指示に従い、直ちに工事目的物を引き渡さなければなりません。
- ② 受注者は引渡し後1年間、発注者の求めに応じて、芝生等の不具合調整を行うこととします。

エ その他

（ア）写真撮影

共通仕様書土木工事編 2-写真管理基準（福島県土木部）を参考としてください。なお、撮影箇所・提出方法等については、施工計画書に記載し発注者の確認を受けることとします。

（イ）維持管理業務検討書の作成

- ① 工事引渡しまでに維持管理業務検討書として取りまとめることとします。
- ② 維持管理業務検討書には、維持管理方法の考え方や維持管理実施時の要点等を明示することとします。

（2）施工業務について

ア 業務運営

- （ア）受注者は、施工業務の遂行に当たり、発注者と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認することとします。
- （イ）受注者は施工業務開始後、速やかに（21日以内）、原状回復工事を含めた施工計画書、仮設計画及び工事工程計画を作成し、発注者に内容の説明を行い、承認を得ることとします。

- (ウ) 工事の進捗管理は、受注者の責任において実施するものとします。
- (エ) 発注者は、工事の進捗状況について、随時確認できるものとします。
- (オ) 受注者は、発注者に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとします。

イ 工事定例会議

- (ア) 発注者と受注者は、原則として隔週に1回、工事工程や進捗状況、懸案事項等の調整を目的として、定例会議を行うものとします。
- (イ) 出席者は、発注者、受注者（現場代理人）、その他関係者等とし、その他必要に応じてオブザーバーも出席できるものとします。
- (ウ) 受注者は会議資料を用意し、会議内容について都度書面（打合せ記録書等）に記録することとし、記録は、出席者間で相互に確認したものを保管することとします。
- (エ) 会議会場は、現場事務所を基本とし、場合によっては福島県北建設事務所又はオンライン会議とします。現場事務所には、10人程度が会議できる会議室を設置することとします。

(3) 業務条件

ア 基本的事項

- (ア) 施工時において、発注者から本工事に対する要望があった場合は、可能な範囲で対応に努めることとします。
- (イ) 工法、材料、製品等について、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うこととします。工法などが特殊である場合は、あらかじめ発注者と協議し、承諾を得ることとします。
- (ウ) 施工業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議することとします。
- (エ) 関係者及び関係官公庁等と十分打合せを行うこととします。
- (オ) 施工時期については施設利用の予約のない、令和3年10月中旬から令和4年3月31日までとします。また、冬期間の芝工事となることから、芝材料の凍結防止や植付後の養生について十分配慮することとします。
- (カ) 県産木材を利用した工事名標示板（1基以上）等を設置し、公園利用者や周辺住民などに対して工事内容の周知に努めることとします。
- (キ) 安全管理、災害の防止及び周辺環境の保全に十分配慮することとします。
- (ク) 工事中の安全確保と完成後の品質確保の両面から、完成物に一切跡が残らない仮囲い、足場、クレーン等の仮設や、資材・廃材等の搬出入・搬送方法、交通誘導等、仮設工事について、竣工後の品質や機能に影響を残すことがないように、十分な配慮を行うこととします。
- (ケ) 本工事の品質確保に対し、下請業者の品質管理を含め全ての責任を負うものとします。特に、海外調達する場合の機器・材料・加工品などの受入れ品質管理体制

製の確保及び保守点検、交換部品の確保などについて責任を負うこととします。
海外より輸送にかかる時間やリスクに対する責任も含むものとします。

- (コ) 本工事の品質確保を保証する証として「品質管理計画書」を作成し、発注者に提出することとします。品質管理計画書は、品質を確認する体制、手順及び項目に加え、技術提案書において提案した内容などを記載したものとし、施工計画書作成の中の品質管理内容について記載したものとします。

イ 施工条件

(ア) 作業日・作業時間

- ① 工事の作業日・作業時間については、以下を基本とし、工事着手前に発注者、(公財) 福島県都市公園・緑化協会等と十分に確認・調整を行い、対応を決定するものとします。
- ② 作業時間は、概ね午前8時から午後5時までを基本とします。詳細は協議の上で決定することとします。
- ③ 大きな騒音、振動を伴う作業は、午前9時から午後5時までを基本とします。なお、事前に(公財) 福島県都市公園・緑化協会と調整を行うこととします。

(イ) 工事ヤードの設定

- ① あづま総合運動公園内の多目的運動広場(令和3年12月1日(水)から令和4年3月31日(木)まで)を工事ヤードとして使用することとします。ただし、他工事の工事ヤードとしても使用されるので、使用方法等については関係者と調整してください。また、使用後は表層の土壌を乱すことは避けられないことから、多目的運動広場全面の復旧を本工事で行うこととします。復旧にあたっては、(公財) 日本体育施設協会発行の屋外体育施設の建設指針を準拠し、表層10cmを排水性の良い砂質ローム、中層20cmを火山砂利のような多孔質な材料に置換えを標準に実施することとします。また別工法により多目的運動広場の機能を満足しても構いません。

(ウ) 工事車両の通行

- ① 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等との打合せを行い、運転速度や適切な交通整理員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など、十分に配慮することとします。
- ② 交通整理員は少なくとも敷地出入口に1名配置することとします。また、主要資材搬入時など、特に工事車両の運行量が増加する場合は、1名以上追加配置し、安全管理を徹底することとします。
- ③ 工事車両は構内に駐車することとします。構内に駐車できない場合は、敷地内の他の場所に確保できるかどうかを発注者に確認することとします。その際、必要な台数・広さを提示してください。

④ 公道を汚した場合は、速やかに清掃を行うこととします。

(エ) 工事現場の管理等

① 現場事務所を設置することとします。作業期間中、随時連絡が取れる体制とすることとします。

② 工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置きや駐車を生じさせないこととします。

③ 発注者が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって、工事範囲内の管理を行うこととします。

④ 周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めることとします。

⑤ 夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行うこととします。

(オ) 施工中の安全管理

① 施工中の安全管理に関しては「土木工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとします。

② 火気の使用や溶接作業を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じるものとします。

(カ) 近隣対策

① 受注者は、自己の責任において、騒音、悪臭、振動、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞、その他工事により周辺住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施するものとします。また、周辺住民からの工事期間中の周辺対策要望に対しても、必要性を十分に検討した上で対策を講じることとします。

② 施工方法及び工程計画は、公園利用及び工事に際し影響がある関係機関等に対し事前に周知することとします。

③ 隣接土地や道路等の公共施設等に損傷を与えないように留意することとします。万一、工事中に汚損、破損した場合、受注者の責任及び費用において補修、補償等を行い、公共施設の場合は管理者の承諾を得ることとします。

④ 近隣関係者への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を発注者に報告することとします。

(キ) セメント及びセメント系固化材を使用する地盤改良を行う場合、又は使用した改良土を再利用する場合の措置

① セメント及びセメント系固化材を使用する地盤改良等を行う場合又は使用し

た改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、土壤環境基準を超えないことを確認した上で、その結果を発注者に報告することとします。

(ク) ダンプトラック等による過積載等の防止

- ① 受注者は、過積載防止の担当者を定め、過積載防止に努めるとともに、発注者が指示する車両に関し、積載自重又はトラックスケールにより積載荷重を確認し、発注者に報告することとします。

(ケ) 建設発生土の処理

- ① 受注者は、掘削土については工事内流用に努めることとするが、やむを得ず残土処分となった場合については、受注者による自由処分とするが、処分後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を発注者に提出することとします。

(コ) 材料・機器の採用

- ① 設計図書に定める材料、機器を変更する場合は、それと同品質以上であることを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得た場合に限り、その使用を認めるものとします。

(4) 提出書類及び施工業務成果物

ア 施工業務実施時の提出書類

受注者は、共通仕様書土木工事編（福島県土木部）に基づき、施工業務に係る書類を適切な時期に発注者に提出し、承諾を得ることとします。なお、提出書類の詳細については、発注者と協議し決定するものとします。

イ 施工業務完了時の提出書類

受注者は、施工業務が完了した際には、次の成果物を提出することを基本とします。なお、提出部数及び作成内容等の詳細については、施工業務実施時に発注者と協議し決定するものとします。

- | | |
|--------------------|----|
| ①工事完成届 | 1部 |
| ②工事完成引渡書 | 1部 |
| ③請求書（設計業務、施工業務一括） | 1部 |
| ④工事写真（施工前・竣工・工事経過） | 1部 |
| ⑤完成図（A3縮小版） | 1部 |
| ⑥維持管理業務検討書 | 1部 |
| ⑦上記成果品電子データ（CD-R等） | 1部 |

3 公認業務に関する要求水準

(1) 業務内容

設計業務は、以下のとおりします。

ア 受注者が必要に応じて実施する各種調査

工事完了後の現地測量調査のほか、受注者が必要と判断して行う調査は、受注者の負担において実施することとします（公認に関する資料収集等）。

イ 本工事の公認業務及び関連業務

(ア) 受注者は関係法令及び各種適用基準に基づいて業務を実施するものとします。

(イ) 工事着手前に、公認の内容を発注者及び日本陸上競技連盟等（以下、「陸連等」という）関係機関に説明し、承認を得なければなりません。ただし、陸連等との調整については発注者において実施します。

(ウ) 工事完了引き渡し前に、完成図面を準備し、陸連の現地確認を受けなければなりません。この場合においても陸連等との調整については発注者において実施します。また、当日は陸連の要求する測量が出来る体制をとらなければなりません。

(オ) 上記（ア）～（イ）は、施工業務着手後に実施設計図書の変更を行う場合にも準用することとします。

(2) 提出書類及び成果物

ア 工事着手前

受注者は、公認業務着手に際し、設計図面を発注者に提出し、承諾を得ることとします。

イ 陸連等現地立会時

受注者は、陸連等現地立会時に、実施内容について図面や資料等により陸連等へ説明し、承諾を受けるものとし、業務が完了した際には、次の成果物を提出することを基本とします。なお、提出部数及び作成内容等の詳細については、公認業務実施時に発注者と協議し決定するものとします。

①完成図（A3縮小版）	1部
②測量結果	1部
③上記成果品電子データ（CD-R等）	1部
